

公共事業再評価調査

整理番号 H23 - 16

担当部課名	県土整備部 道路課	電話番号	0 1 7 - 7 3 4 - 9 6 5 1
		E - MAIL	doro @pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	未着工	長期継続 (10 年)	再評価後 (年)	その他 ()
---------	-----	---------------	------------	---------

1 事業概要

事業種別	道路事業	事業主体	県 市町村 其他 ()																																																
事業名	道路改築事業 (地方特定道路建設整備事業)	地区名等	むつ尻屋崎線 尻屋 市町村名 東通村																																																
事業方法	国庫補助 交付金 県単独 財源・負担区分	国 % 県 100 % 市町村 % 其他 %																																																	
採択年度	平成 14 年度 (用地着手 平成 20 年度 / 工事着手 平成 22 年度)																																																		
終了予定年度	平成 25 年度 (平成 年 月 工期変更 当初計画時 平成 年度)																																																		
事業目的	<p>主要地方道むつ尻屋崎線は、むつ市の国道 3 3 8 号を起点とし、国道 2 7 9 号、一般県道関根蒲野沢線と交差し、下北郡東通村尻屋地内を終点とする延長約 2.9.5 km の幹線道路である。</p> <p>本路線は、東通村の観光資源である尻屋崎や寒立馬の生息地へ向かうことから、東通村の観光振興の発展にも寄与する路線でもある。</p> <p>しかしながら尻屋地区は、車道幅員が狭小 (W m i n = 3 . 0 m) で車輛のすれ違いに支障を来していることから生活、観光の面で大きな隘路となっている。</p> <p>このため、安全で円滑な交通の確保及び尻屋地区の周遊観光の振興を目的として、バイパス事業を実施している。(3 種 4 級、設計速度 4 0 km / h)</p>																																																		
主な内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>当初計画時</th> <th>再評価時</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画延長</td> <td>540 m</td> <td>540 m</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>計画幅員</td> <td>5.5(9.5) m</td> <td>5.5(9.5) m</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>改良工</td> <td>540 m</td> <td>540 m</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td>5,130 m²</td> <td>5,130 m²</td> <td>0 m²</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	当初計画時	再評価時	増 減	計画延長	540 m	540 m	0 m	計画幅員	5.5(9.5) m	5.5(9.5) m	0 m	改良工	540 m	540 m	0 m	舗装工	5,130 m ²	5,130 m ²	0 m ²																												
区 分	当初計画時	再評価時	増 減																																																
計画延長	540 m	540 m	0 m																																																
計画幅員	5.5(9.5) m	5.5(9.5) m	0 m																																																
改良工	540 m	540 m	0 m																																																
舗装工	5,130 m ²	5,130 m ²	0 m ²																																																
事業費	<p>当初計画時総事業費 <u>210</u> 百万円 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>~ 20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>小 計</th> <th>24 年度 ~</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>175</td> <td>35</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>(うち用地費)</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>(10)</td> <td>(2)</td> <td>(12)</td> </tr> <tr> <td>年 月変更</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>43</td> <td>20</td> <td>50</td> <td>16</td> <td>129</td> <td>81</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>(うち用地費)</td> <td>(5)</td> <td>(7)</td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> <td>(12)</td> <td>(0)</td> <td>(12)</td> </tr> </tbody> </table>				~ 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	小 計	24 年度 ~	合 計	計 画					175	35	210	(うち用地費)	()	()	()	()	(10)	(2)	(12)	年 月変更								実 績	43	20	50	16	129	81	210	(うち用地費)	(5)	(7)	(0)	(0)	(12)	(0)	(12)
	~ 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	小 計	24 年度 ~	合 計																																												
計 画					175	35	210																																												
(うち用地費)	()	()	()	()	(10)	(2)	(12)																																												
年 月変更																																																			
実 績	43	20	50	16	129	81	210																																												
(うち用地費)	(5)	(7)	(0)	(0)	(12)	(0)	(12)																																												

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

(A) · B · C

事業の進捗状況	事業費割合 (うち用地費)		計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
			61.4 % [/]	73.7 % [/]
			(100 %) [/]	(120 %) [/]
	主要工種 毎割合 (事業費)	改良工 (160 百万円)	80.6 %	97.0 %
	舗装工 (50 百万円)	0.0 %	0.0 %	
説 明	平成 1 4 年度に事業着手し道路事業費の削減による完了工区への優先配分をしたことから、やむを得ず平成 1 7 年度より事業を保留としていたが、今後の事業展開が可能となったため、平成 2 0 年度に事業を保留解除した。用地取得が完了していることから、今後は計画的に工事を進め、早期完成を図る。			
問題点・ 解決見込み				
事業効果 発現状況	(部分供用なし)			

(2) 社会経済情勢の変化

(A) ・ B ・ C

社会的評価	全国・本県における評価	【全国の評価】 平成21年3月に閣議決定された「社会資本整備重点計画」では、地域社会の活力を維持し、豊かな暮らしを実現するため、また、安全で信頼性の高い社会の実現を図るために、選択と集中の方針の下、重点的・効率的に道路整備を図ることが必要とされている。	【県内の評価】 公共交通機関が未整備である本県にとって、自動車を主とする交通に頼らざるを得ない状況であるが、県内の道路は未整備区間が多く、さらに豪雪地帯であるため、冬期の安全確保や社会基盤整備としての道路整備に対する要望は多い。	
	当地区における評価	東通村尻屋地区と東通村役場及び下北地域の中心都市であるむつ市を連絡するライフラインであることから、地域の産業・医療を支える生活道路であり、尻屋崎や寒立馬などの観光地へ向かうのに代表される観光道路としても重要な路線であるため、整備に対する強い要望がある。		
必要性	当該工区は車道幅員が狭小であるため、車輛同士のすれ違いに支障をきたしている。			(a) . b
適時性	今後、着実な事業展開が見込めることから、従来から整備について要望がなされていた当該工区の整備を推進する必要がある。			(a) . b
地元の推進体制等	用地取得が完了しており、地域住民からは、事業に対する理解が得られ当該地区の早期完成が望まれている。			(a) . b
効率性	当該地域の円滑な通行が可能となることから、地域の交通利便性の向上が図られるとともに、沿道環境の改善、さらには尻屋地区における周遊観光の振興にも寄与する。			

(3) 費用対効果分析の要因変化

(A) ・ B ・ C

区分	主な項目	当初計画時	再評価時	増減
費用項目 (C)	(1)事業費	百万円	198 百万円	198 百万円
	(2)維持修繕費	百万円	38 百万円	38 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	- 百万円	236 百万円	236 百万円
便益項目 (B)	(1)走行時間短縮便益	百万円	403 百万円	403 百万円
	(2)走行費用減少便益	百万円	63 百万円	63 百万円
	(3)交通事故減少便益	百万円	-16 百万円	16 百万円
	(4)冬期便益	百万円	132 百万円	132 百万円
	(5)防災便益	百万円	890 百万円	890 百万円
	総便益(B)	- 百万円	1,472 百万円	1,472 百万円
地域修正係数()	-	1.438		
修正総便益(B')	- 百万円	2,117 百万円	2,478 百万円	
費用便益比	費用便益比(B / C)		6.24	
	修正費用便益比(B' / C')	-	8.97	
費用対効果分析 (B / C)	【費用対効果分析手法】(分析手法、根拠マニュアル等) 費用便益分析マニュアル(平成20年11月 国土交通省 道路局 都市・地域整備局) 道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱(平成22年3月 青森県 県土整備部 道路課)			(a) . b
計画時との比較	【計画時との比較における要因変化】 事業着手時点において県単独事業として着手したことから費用対効果分析は実施していない。			a . b

(4) コスト縮減・代替案の検討状況

(A) ・ B ・ C

コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 路盤材、舗装合材に再生材を使用し、経費の縮減を図ることとしている。 排水施設等の小規模構造物については極力、工場製品を使用し、工期の短縮及び経費の縮減を図っている。	(a) ・ b
代替案	【代替案の検討状況】 比較ルートとしては、現道拡幅が考えられるが現道部は人家連坦していることから多くの家屋移転が生じるなど住民への影響が大きく、経済的に最も安価であるバイパス案である実施中のルートが最適である。	(a) ・ b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点

(A) ・ B ・ C

住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 東通村から早期整備が要望されている。	【住民ニーズ・意見】 当該区間は、現道の車道幅員が狭小のため車輛のすれ違いに支障をきたしており、交通環境の改善を図るためにも、早期の整備が求められている。	(a) ・ b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 配慮している 配慮していない (2)区分 農林地等の緑地や植生の改変 地形や地盤の改変 水系や水辺の変更 海域環境の変更 敷地整備段階での重機の使用 土砂等の搬出・搬入 廃棄物処理等 道路(車歩道)、雨水排水路の設置 基礎や地下建造物の建設 低層建築物の建設 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 高架構造物の建設 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容 (土砂等の搬出・搬入) 工事中における土砂搬入は近隣にある観光ルートを迂回せず、現道を極力利用することにより、観光地へ配慮する。		(a) ・ b
地域の立地特性	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法） 振興山村（山村振興法） 半島振興対策実施地域（半島振興法）		

3 対応方針（事業実施主体案）

総合評価	継続 計画変更 中止 休止（林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る）
評価理由	全ての項目が「A」評価である他、尻屋地区地区における周遊観光の振興にも寄与することから対応方針を「継続」とした。
備考	

4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	対応方針（案）どおり 対応方針（案）を修正すべき
委員会評価	継続 計画変更 中止 休止（林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る）
附帯意見	
評価理由	